

第6回 農林・地域活性化WG

議事概要

1．日時：平成22年11月16日（火）9：30～11：29

2．場所：永田町合同庁舎 第1共用会議室

3．出席者

（委員）吉田誠（主査）、青山浩子、齊之平伸一、澤浦彰治、白倉政司、野高貴雄、星野佳路、
穂積亮次、本間正義、渡邊佳英、大上二三雄（分科会委員）、黒岩祐治（分科会委員）

（政府）園田大臣政務官（WG主査）

（事務局）松山事務局長、小田審議官、船矢参事官、越智室参事、野村企画官、堂野企画官
船矢参事官 それでは、時間になりましたので、第6回の「農林・地域活性化WG」を開催しま
す。

皆様方には御多忙中のところ御出席いただきまして、ありがとうございます。

本日はWGの中で石森委員、大社委員、速水委員が御欠席でございます。

また、分科会からは大上委員と、まだお見えになっておりませんが、黒岩委員に御出席いただく
ことになっております。

いつも司会は審議官の小田がやっておりますけれども、今、園田政務官に御紹介いただく党の会
合に出ておりまして、若干遅れておりますので、それまでの間は私参事官の船矢が代理で司会を務
めさせていただきます。

それでは、冒頭、園田政務官から一言お願いします。

園田政務官 皆さんおはようございます。今日は第6回の「農林・地域活性化WG」といたしま
して、大変お忙しい中、また早朝よりお集まりを頂きまして、誠にありがとうございます。

第2クール第1回目のWG以来、今日までそれぞれ個別の検討会ということで、委員の先生方
には精力的に御議論を頂いております、本当にありがとうございます。今日はその結果を踏まえな
がら、更に議論を深めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げたいと
存じます。

私から2点ほど皆様方に御報告をしたいと思ひます。

先ほど船矢参事官からお話がありましたが、実は今般民主党の中で成長戦略・経済対策PTが
立ち上がりました。その下に総合特区・規制改革小委員会というものが党側でも設置をされてお
ります。その小委員長は第1クールでも皆さん方に大変御指導いただきました前副大臣の大塚耕平議
員が就任をされたということになっております。したがって、これから私どものWGと党側、
国会でも小委員会を中心といたしまして、規制・制度改革についての議論が深められると思ひ
ますので、是非とも皆さん方のお力添えをお願い申し上げたいと思ひます。

もう一点は、今般のAPECに先立ちまして、11月9日に閣議決定をされたわけですが、

政府内におきまして、総理を本部長といたします農業構造改革推進本部が新たに設置されることが決定したところでございます。そういう意味では、これから大変活発な議論が政府内でも全体として行われると理解いたしておるところでございます。

このWGの役割というものも併せて規制・制度改革というところでしっかりと取り組んでまいりたいと思っておりますし、私も皆さん方の御議論を踏まえて各方面にしっかりと働きかけを強めてまいりたいと思っておりますので、引き続き、皆さん方の精力的な御議論をよろしくお願い申し上げます。

船矢参事官 ありがとうございます。

早速ですが、議事に移ります。本日の委員の皆様方からの御提案を踏まえた個別検討会での議論に基づきまして御審議をいただき、このWGで検討すべき項目を選ぶ。そして、決定することをお願いしたいと考えております。

お手元の資料ですけれども、まず資料1-1が皆様方からの御提案を一覧表にまとめたものでありまして、資料1-2がその詳細となっています。このWG以外に分科会の大上委員、大室委員、新浪委員、グリーン・イノベーションWGの伊東委員からも御提案を頂戴しております。

それでは、議題「2. 検討項目について」でございます。前回のWG以降農林及び地域活性化それぞれの個別検討会を行いましたので、資料2-1、資料3-1、それぞれの検討項目候補一覧に沿って各分野の取りまとめ委員から検討会の概要について10分程度で御説明をいただいた後、それぞれ約40分の時間をとっておりますので、御審議をいただきたいと思います。

また、資料1-1、資料2-1、資料3-1は会議終了後の公開を予定しておりますが、資料1-2、資料2-2、資料3-2、要するに「-2」のものについては、本日は委員限りとして、おって公開をさせていただく予定です。

それでは、まず農林の分野につきまして、取りまとめの吉田主査から御説明をお願いいたします。

吉田主査 おはようございます。吉田です。よろしくお願いいたします。

まず資料が多過ぎてわかりにくいですが、資料1-1を見ていただくとわかるように各委員から非常に積極的に提案を頂いて、提案件数が多くなりました。そこでWGで議論した際にそれぞれの委員の意見、提案について聞いて、絞り込みをすべきではないかという御意見が出ましたので、事務局をお願いして先週から今週にかけて委員に御意見をちょうだいしました。

その結果、今回は優先順位が低いと判断されました項目を除いたものを検討項目とし、議論を進めさせて頂きたいと考えております。

具体的には資料2-1にございます No.2、No.4、新浪委員からの御提言、野高委員からの御提言、No.6、No.7、No.8、No.9、No.10、No.11、No.12、No.13、穂積委員からの御提言、新浪委員からの御提言、渡邊委員からの御提言、No.19、No.21、No.22、澤浦委員からの御提言、野高委員からの御提言、穂積委員からの御提言、穂積委員からの御提言が優先順位の低い項目でございます。

なお、もう少し基本方向というかビジョンを示すような骨太の議論をすべきだという御意見が多数ありました。もちろん、具体的な改革提案がなければ、意味がないので、基本的な考え方につい

てのとおりまとめる中で、その背景とか基本方向についての骨太の議論を行って頂き、その流れの中で提案する規制改革を行うべきだというストーリーをしっかりと描こうということでコンセンサスを得たところです。

概要は以上です。

船矢参事官 ありがとうございます。

これにつきまして、御意見がございましたら、お願いいたします。大体 40 分から 45 分ぐらい時間はあると思いますので、よろしくをお願いします。

野高委員 ある程度した中で検討したらいいのではないかと思います。

船矢参事官 政務官どうぞ。

園田政務官 ありがとうございます。大変御熱心な御提案を頂いて、また御意見を頂いてありがとうございます。

まず、12 番の転用権限についての国への権限委譲、13 番の農業委員会の廃止（許可権限を国・地方自治体へ移譲）、穂積委員からの農業委員会の廃止、新浪委員からの農林業の持続可能なビジネス化等々の農業生産法人の要件の緩和、渡邊委員からの同じく農業生産法人の緩和の件でございますが、これは昨年の農地法改正を踏まえまして、第 1 クールで皆さん方にも御議論を頂いたと思っております。その結果を踏まえて、今、農林水産省と相当の議論を重ねて、結論としては 23 年度中に検討をして、できる限り早い時期に結論を得るという方針が立っております。そして、それが閣議決定済みということもありますので、そういう観点から今回の第 2 クールでの議論の対象からはいったん外させていただきたいと思っております。

それから、ゾーニングの部分でございます。10 番と 11 番でございます。それプラス野高委員から御提案の農業者戸別所得補償制度、更に転作制度の見直しということで御提案を頂いてありがとうございます。これについても、先ほど私から申し上げましたように、今、政府で立ち上がったばかりでございますけれども、農業構造改革推進本部等でまさしくこの政権でしっかりと取り組んでいかなければいけないということもありまして、そういった意味では更に大きな政府全体の枠組みの中で議論をさせていただきたいということで、今回は対象から外させていただきたいと存じます。

2 点目でございますが、澤浦委員からの御提案で口蹄疫などの法定家畜伝染病の処分基準の見直しということで頂いているわけでございますが、農林水産省で口蹄疫の対策の検証委員会が開かれておりまして、本年 8 月 5 日に第 1 回、11 月 10 日に第 14 回ということで、今まさしく農林水産省で専門家も含めて検討をさせていただいているところでありまして、それも含めて取りまとめ中でございますので、大変恐縮でございますが、それもそちらでお願いしたいと思っております。

最後でございますが、穂積委員から御提案のありました 12 番でございますが、林地・立木の相続あるいは林地の譲渡に係る特例、地域材使用住宅建築における税制優遇の課題でございますが、これにつきましては、税制ということもありますので、大変申し訳ございませんが、これも税制調査会の審議を経て決定されるものでございますので、本分科会と担当府省の協議のみで決められるものではないということでございますので、その点は御理解をいただければと思っております。

そういう観点から、大変重要な御提案ではございますけれども、もちろん先ほど吉田主査からもお話がありましたように、大きな枠組みの議論、骨太の議論というものはしていただくわけでございますけれども、第2クールのミッションとしてしっかりとした規制制度の打開を求めていくところからすると、また枠組みが大きくなってしまおうということ、具体的な議論というところからすると、ちょっと対象から外させていただきたいと思っております。

小田審議官 ありがとうございます。

それでは、これから意見交換をしていただきたいと思いますが、全体の時間は40分ぐらいとらせていただきたいと思っております。農業の関係で項目がかなり多いということと、林業はまた別の固まりがありますので、まず最初の30分ほどで農業関係について意見交換をしていただいて、その後10分程度で林業関係の意見交換をしていただきたいと思っております。それでは、よろしく願いいたします。

本間委員、どうぞ。

本間委員 前回欠席しましたけれども、今回からWGに参加させていただきます東京大学の本間です。よろしくお願いいたします。

農業分野のところは、それぞれの委員の方々から挙げてきたものを整理していただいたということなんですが、まだこなれていないところが相当あるという印象を持っています。例えば農地の転用にしても、個人的には権限を国に挙げるよりは地域の自主性を重視した方がいいと思ったり、同じ項目でもかなり意見が違っているところがあるんです。

今回の1つの目玉だと思っているのは、認定農業者についての考え方です。これも認定農業者をきちんとしろという見方と廃止せよという見方と様々あって、これをどう考えるのかというところを整理する必要があるという気がしております。

個人的な意見を申し上げますと、認定農業者はこれまでの農政の中でトップダウンのある種典型的な制度だと思います。トップダウンというのは意思決定でもあり、なおかつ補助金の在り方の問題でもあるんです。私はどちらかという補助金の在り方として認定農業者制度など、いわゆる入り口で審査することに疑問を持っている1人なんです。つまり、言葉を選ばなければいけないんですが、お上から認定を受けてよしとするという形ではなくて、入り口は広くどんな人でも農業に取り組んで、結果を出した人を評価していくという制度が真っ当なのではないかと思っております。

もう一つ、認定農業者制度が重要な役割を果たしてきたものとして、重要といいますが、皮肉っぽく言うんですけれども、減反制度に非常に関わってきたところがあって、認定農業者になるための条件として減反参加がリンクしていたわけです。しかし、御承知のように減反政策が選択性になったということもありますので、ここは認定農業者制度を根本的に見直し、優秀な農家に支援していくということはやぶさかではないし、すべきことだとは思っておりますけれども、そのやり方として入り口で条件さえ整えば補助金の資格があるということではなくて、入り口は広くして、用意込んで走って、言葉はなんですが、バーを1つクリアしたらあめ玉1つ、2つクリアしたらあめ玉2つという形で、やはり補助金にめりはりをつける。そういう制度のために、認定農業者を廃止するのか組み直すのかは別として、補助金の在り方を議論する中で認定農業者のことも議論していき

いと個人的には思っております。

以上です。

小田審議官 ありがとうございます。

澤浦委員、どうぞ。

澤浦委員 私も認定農業者の認定を受けて、その資格は持っているんですが、1つ認定農業者の計画書というのは経営上意味がある書類だと思っています。経営計画を立てるといった部分では非常に意味があると思っています。ただ、運用の仕方であったり、それをどう使うかというところでは考えていく必要があると思います。今、本間委員の話聞いていて考える必要があると思ったんですが、経営者自身が計画書を自分で考えてつくるところには私は非常に大きな意味があると思っています。それを支援の対象にしていくという点でいうと、今、思う限りでは、計画書というのが非常に重要な位置を占めていると思います。

小田審議官 本間委員、どうぞ。

本間委員 済みません。度々で申し訳ないんですけども、計画書自体を否定しているわけではないんです。むしろ計画書はどんな人が出してもよろしいというか、それは必要だけど、それを実行したかどうか、計画に沿ってやったか、あるいはその計画自体が非常にチャレンジングなものであるかどうか、そこが重要だと思うんです。

ちょっと先走って言うてしまうと、その計画書に基づいて支援するのは補助金ではなくてまずは融資であろう。いろんなハードルの程度を決めておいて、ハードルが高いものをクリアしたら融資の一部あるいは全部は補助金に切り替える。つまり、初めは融資で入り、途中から計画にのっとって、あるいは計画以上のサクセスをした人たちに対しては補助金に切り替える。初めから補助金ありきではなくて、計画は融資のための計画としてのものとする。政府に認めてもらう計画というよりは自己の経営のためには常に計画は必要なわけで、それをこういう条件でやるから、このために融資をしてくれ。政府の方としては、例えばそれがクリアされたら、これは未来永劫続くわけではないんですけども、一定の枠組みで農業改革をする、例えば5年なり10年なりの時期においては、そういう融資から補助への切替えという制度があってしかるべきだと思います。

実はこれはモデルがありまして、大学とか学校の育英資金がそうなっているんです。初めは全部融資でありまして、卒業の時期に優秀なものには全面免除あるいは半額免除という制度で学生の成績を反映していくんです。それにヒントを得たといいますか、もともと思っていることでもあるんですけども、やはり入り口ではなくて出口で評価して、補助を行っていく。ただし、何にもベースになるものがないと困るので、計画に基づいた融資を行っていく。そういうめりはりのある形が必要です。そうすると、それは政策に応じて規模拡大だったり経営の効率化だったり、いろんな政策の目的に応じてメニューを出していけるのではないかと。そういう方向での認定農業者の切り替えということで、決して初めの計画を否定しているわけではありません。

澤浦委員 あと、私がちょっと書いたんですけども、認定農業者が認定された後の支援制度というものが、今のところはスーパーL資金といったものが中心で、具体的に認定されたところをどういうふう支援していくかということが非常に欠けていると思います。それがこの認定農業者

制度が形骸化してしまっている1つの大きな要因ではないかと思うわけです。

以上です。

小田審議官 野高委員、どうぞ。

野高委員 私どもの町は水田単作地帯の町なんですけれども、認定農業者制度の中で最初は65歳で5年間の見直しの中で認定農業者は終わりですということだったんですが、5年経ったら同じ人が挙がってきている。65歳から年齢を上げて70歳にした。また5年経ったらということで、同じなんです。今度75歳はどうなんだということで、今そんなに若い人はこないんです。ですから、政府の制度資金がありますけれども、実際に活用できるスーパーL資金などは60歳、75歳の人には貸さないです。65歳の人にもね。ですから、制度そのものは非常にいいんですけれども、実際に活用する年齢層がない。いろいろ補助金があります。例えば機械を買ったりする補助などはもらえる。そのために認定農家制度に加入して、大半は政府が言っているような話の中では活用できない。

私が心配しているのは、先ほど本間先生がおっしゃったように、上から認定農家制度は4ha以上でなければだめだということで、そのときにブランド米をつくって、ブランド米に加入して、これも転作を条件にしてやっていたんですけれども、それだったらやめる。転作はやらないで自由につくるとしても、認定農業者以外はだめだ。今また緩和されてきましたけれども、日本の農業をどうするかというのは、底辺をいかに持ち上げるかということが一番大事だと私は思っています。ところが、やはり2町歩ぐらいが平均だと思います。その規模を拡大してアメリカ並みにしようということではいろいろやっている人もいますが、アメリカと日本とは気候風土も違うわけです。アメリカ並みの農業をするなら、なぜ土地改良を100mにしたんだ。日本は日本の気候風土に合った農業の体系、少ない耕土で収穫を上げていく。その辺の議論をしないで大きいところが持っていくと、本当にある程度あらましが終わってきているのではないかと。私は地元で三十何年間もそういう実態を見てきましたけれども、後を継いでも増える農業にはなかなかならない。ですから、そういう中でどうするかということに対しては、国ももっと大枠で考えないと大変難しい問題ではないかと。認定農家制度はいいんです。でも、農業者になっても制度資金を利用する価値のある人は幾らもいないんです。

うちの方も大体農業農家戸数が1,200~1,300戸あるんです。その中で認定農業者は約100戸ぐらいあります。だけれども、平均年齢がそういう年齢になってしまっています。私はいつも会議に出ているんな話をしますが、意欲はすばらしい。けれども、来る人は頭の白い人かはげた人しかいないんです。半分ぐらいの人がそういう議論をするならすばらしいということをお話しているんですが、先生がおっしゃるように活用する範囲、逆に大きな予算を組んでも運用面では消化しきれないと思います。3分の1ぐらいだと思います。だから、それよりもっと違う意味でやっていただきたい。今そこら辺が日本の大きなところ、どうするかという曲がり角にきているのではないかと。思います。

小田審議官 ありがとうございます。

吉田主査、どうぞ。

吉田主査 農業に関しては、一般論としての農業をひとくくりにした議論は意味がないのではな

いかと思います。ただ今、平均値で2haというお話をされましたけれども、そうした平均値をもとにした一般論、抽象論ではなく、こうした切迫した状況の中では、より具体的な議論が必要だと思います。どの程度の経営規模でどの品目であれば農業所得率と所得総額が幾らになるということは、データとして明確に出ています。例えば、水田稲作の場合だと10haから15haのクラスで所得率が最大になります。それ以上規模拡大すると所得率は落ちていきますが、総所得額は上がります。ビジネスモデルというのは人生設計でもあるので、どのビジネスモデルを選ぶのかという話なんです。大規模だから良い、小規模だから悪いという話ではないんです。私も兼業農家ですが、兼業農家で5反歩程度の規模で自給的にやっていくというのも1つの選択であるんです。誰もアメリカ型の大規模農業にすべきだなんてことは考えていないと思います。

この議論をなぜするかというと、認定農家とは何か。認定農家は何のためにつくった概念なのかという哲学のところだと思います。そこがはっきりすれば基準や要件もはっきりする。それに対する支援もはっきりする。もし仮に先ほど本間先生が言っていたような形ですと、私はやはり農業を自立したビジネスとして大きな規模でやっていきたいという方と、私は兼業農家でこれで飯を食べられなくても、少なくとも給与所得、年金所得も含めてトータルで生活していきたいという人もいます。ビジネス化するというのは、規模を大規模化というより自分の望む最適な規模にして、収益率と所得総額を望む水準に引き上げ、10年後、20年後にも食べられるようにしていくということです。澤浦さん始め実際にそうやっていらっしゃる農家も増えてきているんですが、全体でいうとまだ少数です。その中で自立したビジネスとしての農業経営化をめざす層を対象として、例えば認定農業者として支援していくという議論であれば、先ほど言ったように申請の段階と最終の目標値をクリアした段階で支援が違ふのは当たり前だと思います。

もう一つ、この議論のときに注意しなければいけないのは、今まで補助金ありきですべての制度設計がされてきています。補助金をどうして集中させるか。選択して集中させるかということで、L資金と補助金を抱き合わせで集中させる方法の一つのとして、こういうアイデアも出てきたのだと思います。しかし、農業の自立化、ビジネス化という点にスポットを当てるのであれば、補助金には基本的に依存しない経営体を育成するということになります。補助金をあてにしない農家を育てるわけですから基本的には保護ではなく産業支援施策となります。有利子金の融資や資金調達環境の整備などにより強い農家を育てていくというところにスポットを当てる必要がある。モチベーション、インセンティブを上げていく制度設計はできると思います。

繰り返しますが、一体どの層にスポットを当てて、その層をどう育成していきたいのかという哲学を明確にしないといけないと思います。それは、この層は保護ではなく自立を支援し国際競争力のある経営体に育てる。この層は市場の淘汰に任せる。そういうきっちりしたヴィジョンと哲学が要るんだろうと思っています。

小田審議官 ありがとうございます。

野高委員、どうぞ。

野高委員 現実的にはおっしゃる方向性があると思うんですが、要するに認定を受けている人も全体の1割ぐらいなんです。対象になる人は1割のうちの1割いるかいないかなんです。今、規模

拡大うんぬんと言うけれども、全部小作地主なんです。地主が土地を借りている。地主ではないんです。小作地主として規模拡大をしているわけです。だから、その辺の取扱いの中に借りた農地に対する料金などを払ったりすると、ペイできなくなってしまうんです。だから、日本の食糧をどうするかという議論をする上において、外国に依存するのか。1割ぐらいで日本の中で消化するのかということになってくるところの大きな選択肢の過渡期にきていると思います。だから、その辺の食べられる農業をどう守っていくか。

この間もある人が農業ばらまきだと言っていました。農家というのはどういうことか。種をばらまいて、肥やしをばらまいて、労働力をばらまいている収入がペイできればいいんです。これが素材などだったらある程度ペイできるかもしれないけれども、米づくりはなかなかペイできないんです。だから、その辺のとらえ方、主食をどこに持っていくかというのは大きなテーマであるし、課題だと思います。その辺のところの問題だと思います。

小田審議官 ありがとうございます。

吉田主査 ただ、ちょっと誤解されると困るので、発言しておきます。米づくりでは食べられないという決めつけはいけないと思います。現実には生産コストを6,000円から8,000円台に抑えて、米をつくっている方がいらっしゃいます。そんなに大規模でなくても、実際にペイしているんです。零細兼業農家が圧倒的に多い中、平均値だけで判断すると誤った判断をしてしまいかねません。中規模以下の米作農家の年間労働時間は非常に短いです。その労働時間で普通のサラリーマン並みの所得がないというのは、ある意味当然のことだと思われれます。専業農家や農業生産法人は、規模の最適化に努力し、労働時間も延長し、そうやってコストを今までの半分以上に抑え生産しているわけです。しかも、品質のいいものです。

そういう具体的な現事情認識に基づいて、いかに生業として成り立つ農業経営体を育成するためにどういう問題をクリアしなければいけないのかということが重要です。そういう意味で、今回は、農地の流動問題を重点項目としています。

いかにして農地を流動化して、耕作者が計画的に事業としてやっていくための基盤である農地がきちんと耕作意欲のある経営者、経営体の方に動くかどうかという議論になっていくと思います。

小田審議官 恐縮です。これまで認定農業者制度のところでも御議論が割と集中していましたが、今の吉田主査のお話で農地の集積、農地の有効利用、農協組織の在り方といった部分もありましたので、ほかの部分での御意見をいただければと思います。

澤浦委員、どうぞ。

澤浦委員 今、重要なのは、やはり経営体としての農家を育てていくということだと思っています。ですから、認定農業者制度というものがそれに向かって活用されるのであれば、これはすごく重要な制度だと思っています。

農地の流動化に関して提案させてもらっているのは、1つは現状の私が考えている課題、問題点は、どんどん農業をやっていこうという人が、この地域にこのぐらいの面積のこういった農地がほしい。例えば1か所に10haまとまった農地があれば、そこで集約的な野菜生産ができるから、そういう農地がほしいと言った場合、経営者自らが地主のところを回って手当をして、そういうふう

にやるしか道はないんです。農業委員会とかいろいろな機関はありますけれども、そういった機関は離農したいとか、もう辞めたいと言った人の農地をほかの農家に斡旋することはあっても、経営をこれからこういうふうにしたいという農家に関して積極的に支援をしていくという形はとれない。とれないというか、取れていないというか、どちらの言葉が正しいかわからないんですけれども、そういう状況なわけです。ですから、経営体を育てる、農業をやってちゃんと食べられる人たち、多様な農家というのであればですけども、いろんなスタイルの農家があっていいと思うんですけれども、そういった農家を育てるという意味で農地を積極的に集約するための不動産屋さんのノウハウというのは取り入れていく必要があると思っています。そんなことをこの中で提案させていただいております。

小田審議官 ありがとうございます。

白倉委員、どうぞ。

白倉委員 今、澤浦委員のお話を聞きながら、前回非常に印象的な言葉で、先ほども笑いながらお話させてもらったんですけども、現場に決裁権を置くとか、地域の自主性を尊重しようということは非常に大切なことだと思います。だから、農業形態もいろんな意味で変わってきているから、例えて言えば農業委員会の権限も県の農業会員から農業委員会に移譲するというか、落としていくという1つの考え方は非常に大切だと思います。

もう一つは、先ほど来の議論についても思ったんですけども、例えばこれから荒廃農地やら不在地主などいろいろ出てくると思います。それをどう扱ったらいいかという問題が非常に重要な問題として惹き立てられてくるだけに、なおできるだけ現場に決裁権を置くという考え方は必要なことだと思います。一步間違えば、いろんな意味で農地が流動化してみると、普通の不動産みたいになってしまうと思います。この前もちょっと言いましたが、農地は普通の不動産と訳が違うと思います。その辺をど真ん中に置いておく必要があると思います。

もう一つ、食糧の議論をしていると、食糧の安保という問題が忘れられてはいけないと思います。

野高委員 そうです。当然です。

白倉委員 わかっているわけです。だから、食糧の安保ということを考えると、特に主食である米を市場の論理だけで語りたくないと思つづくと思います。そういう中で、これからの農業の在り方はどうあるべきかということを考えるのが共通して理解できることだと思います。

以上です。

小田審議官 ありがとうございます。

穂積委員、いかがですか。

穂積委員 私は今回吉田さんにまとめていただいた全体の評価を見て、先ほど園田政務官におっしゃっていただいたように取り上げられているものも、取り上げられていないものもあるんですけども、重点と指定されていたものは概して大きなコンセンサスが得られるポイントではないかと思つて見ました。

農地の流動化については非常に重点的なことだと書いてありますが、先ほど言われたどういう考え方でやっていくかということについてもう少し議論をして深めて、ベースになる考え方をしっか

り確立していただくのがいいのではないかと思います。

小田審議官 ありがとうございます。

青山委員、どうぞ。

青山委員 いままでの認定農業者制度は、言い方は悪いですが、プロもアマも一緒の認定者農業制度だったと思います。ここでの議論は、プロのための制度にしようということだと思うんです。それはそれでいいことだと思います。現場を回っていますと、認定農業者と一言言ってもすごく開きがあるように感じます。また、認定農業者の地域の代表をしている農家が、新たな認定農業者を集める活動などもしています。そこまでして数を確保する必要があるのかと疑問に感じます。この背景には国が自治体に対し、認定農業者の数字のノルマを暗黙のうちに与えてしまっていることにあるのでは？と思います。自治体では1人でも減らしてはならないと、高齢のため再認定を受けたくないという人にも無理やり再認定を促すことになっている。競争力のある経営体を育てるといふ本来の制度の目的からすれば、なりたい人だけになってくださいとすればもっとすっきりすると思います。

一方で、私は認定農業者制度というのは経営規模や年齢で線引きをするものではないと思っています。本間先生がおっしゃったように、やる気のある人だったら幾らでも入れるようにした方が活性化すると思います。認定農業者になった人には優良農地を斡旋したり、資金調達の点でも優遇が受けられるように、他の制度とリンクをさせることができればいいのではないかと思います。さきほど、食糧安保のおはなしが出ましたが、私自身は、自給率向上や食糧安保の問題と、認定農業者、つまりプロ農家をどう育成するかという問題は別に考えるべきではないかと思います。プロ農家は経営として農業をしているのであって、食料自給率とか食糧安保は農家の問題というより、消費者の問題ではないかと思います。それを軽視するわけではないんですけども、別の議論として考えた方がいいのではないかと思います。

以上です。

小田審議官 吉田主査、どうぞ。

吉田主査 今、農地の話が随分出ましたけれども、まず1点食料安全保障の問題なんです。基本的には今の自給率の関しては議論があるところです。自給率が政策目標になっていいのかというのは多少疑問がありますが、海外諸国各国では、主食の穀物生産量が主要な指標です。主食穀物の生産力保全、つまり、優良農地の保全というのが食糧安全保障の根幹なのです。

今の耕作放棄地問題というのは2種類あると思っています。

昭和40年代から50年代にかけて大型圃場整備というものをやりましたね。あそこが荒れているというのが1つ。我々のところに持ち込まれる話はほとんどあれです。道は広い、区画は広い、でも表土がない。3年ぐらいで大体肥料が効かなくなって離農して行く。60haとか100haのそのような土地がたくさんあります。それとは別に営々として美田、美園として耕してきたものは、条件は多少悪くても水田や畑が実は優良農地なんです。生産力という意味では日本が一番勝負できる場所なので、これが、非常に加速度のついた形で耕作放棄地になる恐れが出てくるというのが今の状況だと思います。だからこそ対策を非常に急がなければいけないというのが1点あります。

もう一点は、先ほど澤浦さんが言ったように、どうしても行政の対応が受け身なんです。今の法律上や制度上の枠組みも、耕作放棄地をどう処理するかということが主目的になっています。優良農地をどう保全していくか、どの経営体に集積すべきかといった話ではないんです。そこは制度の仕組みも切り替えなければいけない。先ほど聞いていた農業委員会の話などは、私の親族一同に農業委員がたくさんいるんですが、大変な苦勞をしています。真面目にやればやるほど自分の畑に行けないくらいになってくるんです。農業委員会で問題なのは、事務局機能が弱いです。行政独立委員会となっていて、実際は市町村の事務局に頼っているんですが、法制度としてそんなに重点になっていないので、なかなか人も割けないでいる。行政独立委員会ではなく、市町村とか自治体の審議機関として置き直した方が良いと思っています。この優良農地をいかに保全して集約化していくかという点についても、自治体の責務として新しい仕組みをつくっていく。ただ、その財源に関しても相当要ると思います。それに関しても相当の手当をしていかなければいけない時期なのではないかと考えています。

それから、主食穀物に関しては、その生産力を維持するためにも、輸出により平時の市場拡大を図っておく必要があります。とにかく農業は、農家はと十把一絡げに議論するのではなくて、しっかり国際競争力をつけて、いわゆる日本の主食を守りながら攻めていけるかという自立した農業ビジネス経営体の育成と支援という産業政策議論と、もう一つ地域の優良農地を守りたいけれども、ビジネスとして自立は難しいという層をどうするかという環境、雇用、地域社会、高齢者福祉等の議論は分けてしないといけない。一緒にしてしまうとまずいと思っています。

小田審議官 ありがとうございます。

農業で30分の時間が過ぎましたので、これから林業に入りたいと思います。

星野委員 簡単に質問だけいいですか。

小田審議官 短くお願いします。星野委員、どうぞ。

星野委員 私は観光の分野で来ているのでど素人なんですけれども、今日の議論を聞いている範囲では10年後、20年後の日本の農業を考えて、生産性とか働く人とか若い人たちとかの問題を考えると、企業法人の農業参入という話をニュースで読んだことがあって、あれは結構いいのではないかと当時思った記憶があります。ネットで調べても昨年とか一昨年は少し進めようみたいなことがあったという記録があるんですけども、あれはなぜ進まないんだろうという単純な疑問があって、恐らく今の現状を考えると、将来企業が農業を経営するという姿しかないのではないかとというのが素人感覚の方法なんですけれども、あれはなぜうまくいかないんですか。

渡邊委員 そのようなこともあり、農業従事者は高齢化し、減っているわけです。しかし、依然として株式会社などの新規参入や農業をやりたいという人が取り組みやすい支援策がないというのは不思議なことだと思います。

小田審議官 済みません。ちょっと林業の時間を取りたいと思います。

澤浦委員 今の法律でも新規参入はできます。

小田審議官 大変恐縮ですけれども、林業の時間を取りたいので、これからは林業の方でお願いいたします。

穂積委員いかがですか。

穂積委員 私は幾つか提出をしながら、先ほどの吉田主査から全体を整理されたことについては全く異議がございません。

その上で、特に検討項目候補一覧の穂積委員の所有者情報の開示とその上の森林所有者の責務の問題についてコメントさせていただきたいと思います。一番最初のこのWGのときにも申し上げたんですけれども、農地は一筆ごとの統制ができているという前提でいますが、森林の場合は全くそれがないということと、面積も多いことから、あらゆる意味で森林情報というものが森林を整備するにしても、林業を集約化するにしてもすべての生命線を握っている。これがないところで森林作業をやれということは、ちょうどレーダーもソナーもない潜水艦で潜れということと同じことだと思います。

現在、森林簿を都道府県等は作成をするわけですけれども、流れを言いますと、市町村から課税台帳を基にして県に提出をして、森林簿というものができてきます。この森林簿が現場に返されてくるときには、名前しか記帳されていない。つまり、個人を特定できないことになっています。これは個人情報あるいは課税台帳をベースにしていますので、税法上のいろんな制限がございますけれども、ただ、市町村の取扱いの中で税務情報を取り扱える法律の列挙がございまして、例えば児童手当の支給資格認定のためには児童手当法に基づいて市町村長がそれを利用できるとか、照会がかけられるとか、事細かにあるんですが、この中に森林法とか森林・林業基本計画という根拠法を設けて、税務情報を利用できるようにすることによって、作業の集約化あるいは森林整備の効率化というものは格段に進んでいくだろうというのが現場の声であります。

一方で、登記簿の中で森林所有者というのがわかるんですが、森林の場合には相続をして何代前のじいさんのままになっているというのがざらにありますし、それぞれの登記も必ずしも正確ではないというところから、基本的には市町村としてそれを取り扱うのに合理的なのが固定資産税の課税台帳でございます。この納税義務者を所有者とみなすということは理屈的には整理が必要ですが、実態面で何らかの形でクリアをしないと、本当の意味の森林整備は進まないだろうし、林野庁の進めている森林・林業基本政策検討委員会の資料を見ましても、この点が取り上げられていますので、私としては是非このWGの中で、森林・林業の問題での大きな規制改革と言っているかどうかわかりませんが、この面は強く主張をしたいということです。

そして、そのためには、先ほど言いましたシートの中の所有者情報の開示の上に、所有者の責務ということが書いてあるんですが、これは森林法等である程度規定をしないと税務という一番根幹に関わる問題ですので、法的な整合性がとりにくくなる、あるいは現場で混乱が起きる可能性がありますので、この点は検討項目とされていますけれども、言わば一体として考えていきたいと思っております。

以上です。

小田審議官 ありがとうございます。

ほかの御意見はございませんか。白倉委員、何か御意見ございますか。特によろしいですか。

吉田主査、どうぞ。

吉田主査 非常に重要な問題だと思えます。これは農地も一緒に、農地台帳も同じような状況になっています。ただ、税の守秘義務に関しては非常に重い。通常の守秘義務とは違う重い刑罰もかかっていますし、非常に問題があるので、もう少し細かい議論が必要だと思えます。今でも本人の課税台帳上の所有者の了解を得れば情報は公開できるわけです。それは市町村内の議論としてだれが本人の了解を取りに行くかという議論だけだと思えますが、ただ、それをシステムの議論していくとなると、やはり法定台帳化するか、もう一つは登記義務をすとか、地籍調査とのリンクでいうと法務局なり市町村の農政課とか林務課が受け身ではなくて、いかに前向きに調査に行くかという議論にまで発展すると思えます。だから、現実的に対処する方法と法制度を整えるということでは2つぐらいの選択肢があるし、議論の余地があると思えます。

小田審議官 穂積委員、どうぞ。

穂積委員 今おっしゃったとおりで、私どもの部内でも登記上の義務づけをペナルティーも含めて強化するか、あるいは課税ベースの情報を取得、利用できるようにするか、この2つしかないということで整理をしているんですが、地籍調査も含めてこれは相当時間がかかり、余りにもロスが大きいと思えます。

一方、森林法でこだわるのは、農地法の中で一応農地はほかの不動産とは違う性格を持ったものだというのは国が国家意思として規定しているわけです。ところが、森林についてはその規定が実際にはなきに等しい。勿論保安林とか公園機能などがうたわれているけれども、実際にはそうではない。つまり、日本の国民にとってあるいは国土にとって森林とは何だということをしっかり規定するということは、イコールその土地を所有しているものの責務、社会的責任を明確にすることなので、ここを一步踏み込んでいかなければいけないのではないかと。

森林条例をつくっている自治体が各地で出てきていまして、私どももつくっているんですけども、その問題に踏み込もうとすると、どうしても根拠の法がないものだから、結局は責務とか頑張りましょうという努力規定で終わっている。ところが、一方では市町村には森林整備計画の策定が義務づけられている。あるいは森林法の中では施業の遅れた林地に対して、勧告ですとか、施業代行を執行できるようなことまで書いてある。けれども、それを特定できないという決定的な問題、不整合があるんです。ですから、登記を義務づけることも一案なんだけれども、むしろ税務問題、これは大きい課題だと思うんですけども、是非皆さんの御理解をいただきたいと思えます。

小田審議官 ほかにいかがでしょうか。白倉委員、どうぞ。

白倉委員 森林の意義とか緑の効用というのはみんなわかっているわけですが、農業以上に林業は大変な状況だということもみんなわかっているわけです。だから、財の価値がない。私も正直な話、地元では緑、森林を真に愛する人は30年後、50年後にお盆に帰ってきて、ふるさとの緑を喜ぶ人が真に緑を愛する人と演説では言ってるわけですけども、現実はこちらで財の価値というか、緑の業を語ってみると言われても本当に厳しい状況であると思えます。

それでは、どうしたらいいのかということになるんですけども、言葉を返すようですが、森林商業者の責務と言われてもなかなか厳しい現実があります。それだけ地主が意識チェンジできればいいんですけども、お盆に帰ってきたときに喜ぶというのはちょっと浪花節論になってしまいま

す。

小田審議官 澤浦委員、どうぞ。

澤浦委員 今月の初めぐらいのたしか『産経新聞』だったと思うんですけども、北海道の水源地 16 か所のうち 6 か所ぐらいが民間の所有になっていて、内 2 か所は知らない間に外国資本に買われていて、水源を守るための法律が日本にはないということがその新聞でたしか指摘されていたと思います。森林というのはみんな大事だというのはわかっているんですけども、具体的にどうやってそれを守っていくのかという法律が仮にないとしたら、これはすごく大変なことだと思うのと同時に、水源として大事だとみんな言っているけれども、水源に日本の人はお金を払っているのかと思うと、払っていないんです。

これは唐突な意見かもしれないんですが、前から私が思っていることは、国民はこうやってペットボトルで水を買っているわけですから、水源税ではないけれども、水を飲む税を課金して、集まった税金を山林保護とか山林をしっかり守るためのところに全額使っているのではないかと思います。唐突な意見ですけども、思い出しましたので話しました。

小田審議官 吉田主査、どうぞ。

吉田主査 地方でそういう税金をつくった事例が幾つかあるんですけども、いずれも反対運動が起こって大変だったんです。

澤浦委員 地方だったら大変ですが、これを全国でやればいいのではないですか。

吉田主査 そうですね。

もう一つ、話が元に戻りますけれども、ちょっと勉強不足で申し訳ないんですが、公団住宅が多分固定資産税の課税台帳を閲覧できる法制度になっているはずなんです。そこは事務局で調べてもらって、いわゆるシステムとしてアクセスできるという規定の仕方もあるみたいなので、そこら辺は参考にできると思っています。

小田審議官 穂積委員、どうぞ。

穂積委員 その点でいうと、逆に税法上厳しいんだと職員はみんな言うんですけども、何が根拠だ、税法上のどこの条文が根拠なのかということ、意外とあれなんです。

吉田主査 地方税法の規定だけです。

穂積委員 それだけなんです。それにプラス個人情報の保護がかかっているものだから、よけいに混乱をしているというのが実態だと思います。それは税務関係の省庁にもしっかりお尋ねいただきたいと思います。

白倉委員 ちょっと1つだけいいですか。

小田審議官 そろそろ地域の方にまいりたいので、短くお願いします。恐縮です。

白倉委員 ある面でいうならば、環境的に重点林、環境林みたいなものは企業の森として位置づけることも大切だと思います。カウントしていいかどうか知らないですけども、サントリーの「企業の森」とか日本音楽事業者協会の「音事協の森」というものを位置づけて、企業の皆さんが森林を守るためにやる。言葉が適当であるかどうか知りませんが、企業は障害者を全体雇用の1.8%ぐらい雇用しなさいという法律があるがごとく、聞きようによっては勝手な言い方ですけれ

ども、企業に環境林、日本にとって重点な森林は義務づける。言葉が適当であるかどうか知らぬけれども、お願いするということも、やがて荒廃森林をどうやって守っていくかということからすると、そういうことが必要な時代がくるような気がします。

以上です。

小田審議官 ありがとうございます。

先ほど渡邊委員から手が挙がりましたが、よろしゅうございますか。

お時間もまいりましたので、これで一応農業と林業は終わりにさせていただきます。最後に吉田主査から御発言をいただきたいと思います。

吉田主査 農業と林業は今のまま出してしまうとちょっと誤解を得るところもあるので、少しだけ注意します。

先ほど企業の話が途中で切られて、あのまま議事録が公開されたら変な話になると思います。企業の農業参入に関しては、農地法の改正もあって、現在の法制度ではそんなに大きなボトルネックはないです。

考え方として、企業が農業に参入するという事だけをメディアは取り上げていますけれども、先ほど澤浦さんがおっしゃったように、農業経営体がビジネス経営体、事業経営体として経営力を上げていく、企業化していくというのも1つの方法で、こちらの方が私個人としては重要だと思っています。だから、今回第1クールで議論したときも、農業のビジネス化という言葉は、実は農業経営体の経営力をいかに強くしていくかということなんです。企業化していくかということの両方のアクセスがあると考えています。

もう一つ、企業の農業参入に関しては非常に大きな課題があって、生産技術は一朝一夕にマニュアルどおりにいかないということと、基本的には生産者と企業がいかに自分たちの機能や役割を分担して連携していくことが重要だろうと考えています。

それから、農地も森林もそうなんです。先ほど言った所有者の責務、義務に関しては、もう少しスポットを当てていかないといけない。特に林業に関しては、今まで法的になおざりの状態なんです。水源涵養林保安林という制度があるんですが、あれにしても網かけで所有権なども多少はされますけれども、規制されないわけです。だから、問題は林業の場合は所有権に関した公共事業であったり、法制度というのは今まで組み立てられていないので非常に問題があるんだろうという認識の下に、もう一回そこら辺を見直していくという話だと思っています。

小田審議官 吉田主査、最後にとりまとめ等は特によろしゅうございますか。

吉田主査 今日まだ議論が出尽くしていない問題もあるので、もう少し議論をしてから、基本方向についてコンセンサスを取ってから各省庁へ投げたいと思っています。

小田審議官 事務的にはできれば今週投げさせていただきたいと思っています。

吉田主査 今回投げられる部分というのは、皆さんの了解を最終的に得なければいけないんですけども、どうですか。これは後ほどにしますか、今にしますか。

小田審議官 今回各省に投げるというのは、折衝ではなくて、言わばヒアリングのかわりに各省のお考えを打診するというものなんです。ですから、今日はその範囲を可能なら絞っていただいて、

所管省からの見解も踏まえて更に議論を今後WGなり事前検討会で詰めていただいで、絞り込むべき、深掘していただいで、来年1月にまとめていただく。2月から各省調整ということになりますので、もし可能なら、いわゆる紙ベースのヒアリングをする対象は決めていただければと思います。

本間委員 検討する項目について議論するという事は反対がなかったのではないかと考えています。どういう方向づけをするかというのは、また検討会の議論だと思います。

吉田主査 そういうことでよろしいですか。

穂積委員 私はそれで結構ですけれども、今、本間委員がおっしゃったように検討外を外すということですね。検討外とされたものについて、皆さんの中でどうしてもという方が見えなければ、それでいいのではないかと私は思います。

吉田主査 そういうことでお願いします。

小田審議官 わかりました。先にご説明しております優先順位の低い項目を除いた検討項目について、今週所管省の見解を伺うことにさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、少し時間がオーバーいたしました。これから地域活性化の分野について、事前検討の結果の取りまとめをお務めいただきました渡邊委員から御報告をお願いいたします。

渡邊委員 渡邊でございます。

まず最初に地域活性化分野における各委員の提案状況ですが、資料1-1のとおりです。極めて幅広い視点で多数の御提案を頂いております。

旅館業法の所管を厚生労働省から国土交通省の観光庁に移すというような極めて政治的な問題や、あるいは国際観光客誘致等を目的とするカジノの導入といった大幅な法律改正を要する問題もあります。あるいは運用で済むような問題もあり、さまざまな問題が含まれております。

その中で、検討項目には上がっていませんが、澤浦委員からご指摘のあった土地の買い占めの問題について、水源地の買い占めという観点からではなく、長崎県の対馬は韓国資本が半分ぐらいリゾート等に買っている現状が進み、もしも、100%取得し、韓国の領土だと言われたら大変なこととなる、そのために、ある程度の外国資本の不動産取得に規制をかけてはどうかという意見も出たことを申し添えます。

次に11月2日に行われました第1回地域活性化検討会についてですが、この分野は自然、文化、観光、商業、工業など多岐に亘るため、我々としては幅広く取り上げ、取り組んでいくというのが全体的な共通意見でした。

個別の検討項目に関しましては、事務局より御説明していただきたいと思っております。

事務局 それでは、事務局より御説明させていただきます。

資料3-1をごらんください。

検討会の結果を踏まえ、類似提案の統廃合を行い、3つの検討の視点をベースに計36項目を内容や法令等に基づき整理してございます。

検討の視点を再度確認の意味で御紹介いたしますと、地域資源の掘起こしと一層の活用促進、地域の自律的発展を促す制度的枠組みの見直し、訪日外国人誘致に資する観光基盤の整備の3つで

ざいます。

1番から10番までの10項目が、最初の視点でございます地域資源の掘り起こしの内容でございます。主として自然、文化に関する内容が中心となっております。具体的にポイントのみ御報告させていただきますと、1～2番が自然公園や文化資産である史跡や名所内でのイベントの容易化、3番が日本の近代工業化の先駆け、産業遺産の世界遺産登録、4～7番が文化財保護法の見直し等による地域の視点でのまちづくりの推進と次世代への確実な継承、更に進みまして8～10番は茅葺き屋根の復元ビジネス、河川や海岸での景観配慮、スキー場における原状回復義務への対応でございます。

続いて11～31番までの21項目が、2番目の視点でございます地域の自律的發展を促す制度的枠組みの見直しに当たります。ここでは観光業、まちづくり、商業、工業等多岐にわたる内容を取り入れさせていただいております。具体的に申し上げますと、11～16番までの内容が着地型観光の推進の一環として多様な宿泊施設への対応力の強化、ツアー客への送迎の充実、農産加工品を利用した地酒の提供など各種業規制の見直しによる新たな産業化の促進に際して列記させていただいております。

また、17～24番までの内容がまちづくりの推進を目的とした地域の伝統行事やイベントの活発化、市街地・商店街振興、水辺周辺エリアの観光資源化等々に向けた課題への対応となっております。

他方25～26番ですが、地域経済を支える企業の競争力向上の観点から、中小企業が抱える資金調達の課題、事業継承の課題、27～29番に関しましては工場施設の建て替えや拡張時の課題、30～31番は横断的事項として補助金制度の見直しとPFI事業の拡充といった内容でございます。

最後32～36番までが、3番目の視点でございます訪日外国人誘致に資する観光基盤の整備に当たります。具体的には外国人旅行者に利便の向上の観点でリピーター促進のためのビザの発給であったり、免税販売手続や税関検査の簡素化、新しい観光アイテムとしてのカジノ構想、最後は観光振興の担い手づくりといった内容になってございます。

以上でございます。

小田審議官 ありがとうございます。

それでは、地域活性化に関しまして、今、事務方からも説明しましたように、くくりとして大きく3つございます。それぞれについてまとめて御議論いただければと思います。

時間の関係もございまして、まず最初の地域資源の掘り起こしの部分で10分強御議論いただいて、その後の2番目の地域の自律的發展を促す制度的枠組みは20項目ぐらいありますので20分程度、残った時間で最後の訪日外国人誘致というものを5～10分の間ぐらいということで時間割りをさせていただければと思います。それでは、よろしく願いいたします。

最初の1～10番までの地域資源の掘り起こしの関係でございますが、星野委員、何か御意見ございますか。

星野委員 全体にわたってそうなんですけれども、各項目はその通りだと思うものが多いんですが、逆に倍出せという細かい話なので、すぐに倍出てくるような気がします。見ていると思いつ

くところがたくさんあるんです。

この前もちょっと話したんですけれども、規制がネックになっているのと、規制の運用がネックになっているのと、地域の組合が一緒になってネックになっているのと、自治体に権限があり、国から見ると規制もないが自治体はその権限を行使しないという問題などが現場では問題になっているということなんです。これを制度的にどう変えていくかということが地域資源の掘り起こしとか観光産業全体にとって大事なので、すごく複雑な問題だという認識がありますが、こういうことから提案していただければいいと思っています。

小田審議官 ありがとうございます。

渡邊委員、どうぞ。

渡邊委員 3番目の「産業遺産の世界遺産登録に向けた文化財保護法中心主義の見直し」ですが、これは「九州・山口の近代化産業遺産群」として、地元の経済連合会や商工会議所が要望しています。この遺産群には現在も稼働中の港湾や工場が含まれており、これらは事業上の必要に応じ、増改築等の現状変更を行う必要がありますが、文化財保護法は現状の保全を非常に重要視するため、文化財指定を求めることは困難です。現在の、文化財指定を受けなければ世界遺産登録ができないという硬直的な法律の運用がここでの問題点です。

小田審議官 大上委員、どうぞ。

大上委員 私もこれについていろいろ調べて、ヒアリングもして書かせていただいたんですが、要は産業考古学という新しい考え方が出てきて、産業遺産というものが世界で広く認められるようになってきた。ところが、日本の場合の文化行政というのがそういう考え方に対応していないというか、遺産行政が新しい考え方に対応していないという典型的な問題だと思います。ほかに文化財保護法中心主義の見直しなどがありますけれども、文化庁に対して何か改善を促すというよりは、むしろ新しいものにどう新しい仕組みをつくるかという意味で、稼働資産として、内閣府辺りでちゃんと管理するテーマだと思います。古い革袋に新しいお酒を注ぐことを規制改革としてやるのではなくて、新しいものには新しい革袋を用意しよう。そういう考え方で是非ここはいただきたいと思っています。

小田審議官 齊之平委員、何か御意見ございますか。

齊之平委員 25番、26番でよろしいですか。

小田審議官 ちょっとだけ待っていただけますか。最初の1～10番ではほかに御意見ございますか。よろしゅうございますか。

それでは、次の11～31番の2つ目のジャンルに入らせていただきます。

そこで、齊之平委員お願いいたします。

齊之平委員 私は中小企業を経営していますが、私の所属している商工会議所では、一番相談の件数が多いのが金融問題とのことです。今、日本ではほとんど銀行経由の間接金融です。一方、直接金融というと株式の上場です。ところが、それはほとんど0%に近い。間接金融と直接金融の割合を私は50%ずつにした方がいいと思います。そうしないと、この前のリーマンショックのときのように銀行が急に引き締めをやると、海外の事情で日本の中小企業が苦境に陥ってしまうというこ

とがあります。特に新しいことをやりたい、例えば新工場をつくりたいとか新しい技術を開発したいという長期の資金が必要なときは、それを集めるのはなかなか難しいということがあります。また、社会的に貢献度の高い、これからは介護とか育児とか教育をNPOが行う場合にも銀行から借りるとするのはなかなか難しいと思います。

社債を公募しようというのと、大企業のためだけであって、中小企業では経費とかいろいろな面でも無理でした。中小企業でも社債を安い費用で発行できる仕組みが必要ではないかと思います。今、少人数私募債という制度があります。50人以下でありますけれども、それを更に拡充するか、もしくは地域に社債の市場をつくる必要があるかだと思います。

例えばレストランでしたら、利息のかわりに食事券を年に何回か配る。それによって企業と地域が密着する。顔の見える金融にしていく。地域のコミュニティーの金融になると思います。そういうことで最終的に地域の雇用にもつながります。会社の応援団をつくる、ファンをつくることにもつながっていくと思います。

そのように、まず資金調達を多様化していくための私募債、もしくは地域の社債市場という問題が25番です。

もう一つ、26番を見ていただきたいんですけども、私は中小企業の経営者です。けれども、子どもがいない。またいろいろ聞いてみますと、血縁で継ぐ者がいない場合には廃業になってしまう事例が多いといわれています。今、起業が非常に少ない中で廃業が多くなっている。中小企業の数が年々減っているという現状です。特に地方の場合は減り方が大きい。廃業とするのではなくて、社員の中に若くて財産は無いが、やる気がある人がいる場合は、何らかの方法で会社を存続させるべきです。

中小企業の場合は大企業と違って個人保証を銀行から求められてくることがあります。会社の財産だけでは不足だということで、ほとんどの企業が社長の個人財産を担保にしています。個人保証を条件に融資を受けている会社が非常に多いということです。そうすると、若い人とかやる気もあって能力も高い人が、事業承継する場合に財産がないと、個人保証ができない。結果的に銀行が承認できないと、会社は廃業するしかないということになります。ですから、私はそれを可能にするように、例えば信用保証協会で公的な特別な保証をすとか、承継する人は長期で出世払いにするとか、即ち、もし事業がうまくいった場合には長期で返済できるようにする。現状では、もし事業に失敗した場合、莫大な借金を背負います。それを返済するというのはほとんど不可能になります。個人破産になると、非常に厳しい状態になりますから、多少リスクを軽減して、若い能力のある人が事業を承継できるようにする仕組みを是非つくって、中小企業がどんどん減少するのをこの辺りで食い止めていただきたいというのが26番の提案です。

以上です。

小田審議官 星野委員、どうぞ。

星野委員 項目がすごく細かいので、本当は大枠みたいなものを探したいと思っているんですけども、基本的な方向性としては自由な事業展開ができるといいと思いますが、自由がほしいわけです。自由を阻害するものをできるだけ排除していくという基本理念みたいなものが私はすごく大事だ

と思っています。

そうやってみると、22番などはよくわからなかったんですけども、必要な対策を実施すべきであるというのは、むしろ規制強化ということなんですか。こういう問題は個々に見ると確かにあると思うんですが、それこそ先ほど自治体に任されている部分があるわけですから、自治体は必要だと思う権限は行使しないんですけども、本当に必要な場合には権限を行使する。自由にやらせるという意味でも行使するし、やらせないという意味でも行使するというのを自治体でやってもらいたいので、国全体が規制強化になる方向はやめた方がいいのではないかと感じます。

それから、今お話を聞いていたんですけども、25番はそのとおりで、小さな企業が自由に債券を発行できるというのは自由な方向にいくのでいいと思います。ただ、26番はどうかというと、もともとこれは銀行が株式会社にもかかわらず個人保証を要求するのがおかしいと思っているんです。ですから、91年に父から事業を継承したときに、なぜ株式会社なのに個人保証を要求するのか。これを拒否したらあなたはどうするんですかと銀行に迫ったことがあるんですけども、その制度自体がおかしいという概念をもっと持った方がいいと思います。力関係なので、個人保証を出さないと金を貸さないとわれれば弱いんですけども、そもそもは要求されて出してしまうこと自体がおかしいと私は思っていますし、それをなくしていくような社会にしていけないと、株式会社にしている意味が全くないわけです。そこは言っていく必要があると思っていますし、これを実際にだれかに保証させると、信用保証の問題になって、成功する事業ばかりではないですから、これは問題になると思います。そもそも個人保証というものを中小企業だけが要求されていること自体を制度的に問題にしていかなければいけないのではないかと感じました。

小田審議官 ありがとうございます。

大上委員、どうぞ。

大上委員 この中で11～14番までは、観光産業をどう振興していくかということと、時代環境がある程度変わってきたことに対して現状の法なり制度をどう対応させていくかという問題だと思うんですが、特に14番は時代の環境が変わって、かつ日本の成長戦略として観光をやろうというときに、これぐらいのことに挑んで成し遂げるといふ決意が必要なのではないかと。そういう意味で14番の旅館業法は、共管とは言わずに移管するぐらいの強い決意で臨んではいかないと考えます。

それから、22番の大型店の郊外出店規制については、私も星野委員と全く同感でございまして、これは現場の規制の在り方の問題ではないかと考えます。

26番についても星野委員と同感で、日本ぐらいオーナーに対して個人保証を求める、あるいはりコースローン、住宅融資に関して訴求型のローンで住宅価格が下がっても、家を取り上げるだけではなくて個人の金をめし上げる。こういうのは本来考え方としても途上国の金融制度ですから、金融機関に抜本的にそういうものは制度として改めるぐらいの強い球を投げてもいいのではないかと考えます。

30番については、漠然とした話を提案させていただきました。ある意味課題提起ということもあつたんですが、例えば大企業の新商品開発とか地域の中小企業の産業振興、観光なども含めて補助

金がたくさん出るんです。要は補助金を取ればいいというようなりスクが余りに希薄化しているような意識が、行政の側にも補助金を受ける側にも相互にあるのではないかと。もちろん全部がそうだとはいませんが、例えばN E D Oが出している企業の新商品事業支援の中でも、かなりいい加減なものが見受けられます。それは別に私だけが言っているわけではなくて、受けている側の人たちの大企業の研究開発、商品開発をやっている人たちの課題意識でもあるわけです。国の財政が厳しい折、やはりこういうものは出資という形で出す。だから、事業に対する出資という形で出して、もし新規事業がうまくいったら、そのもうけをちゃんと返すとか、あるいは出資してなくなってしまったら出した人が責任を問われるとか、補助金を一方的に与えるというところから、こういう分野の制度を全体的にかじを切っていくべきではないかと考えております。

これは課題提起の意味も込めまして、このような形で提案をさせていただきました。

以上です。

小田審議官 野高委員、どうぞ。

野高委員 私は酒類の卸業免許の要件緩和と製造業の免許の緩和を提案したんですけれども、現実的にこれから農産物等の販売の中において、お酒とか地酒等をつくって販売をする場合、製造業の許可を取るのは至難の業である。また、地域の中の同業者の賛同を得たりしなければならないので、今の状況ではなかなか取れない。私どももお酒をつくって販売したりしているんですけれども、その業者を入れないとできない。余り利益率はないんです。ですから、この辺も緩和して、農業の一環の中でお互いの農産物の確保等を含めてやるには酒の緩和をもっとして、例えば直売所とか町のところがやるとか、あるいは道の駅で売るといった問題については、もう少し大きな目で見るといった緩和の方法を考えていただいた方が、地域活性化の中に大いに反映するのではないかと考えています。

小田審議官 ありがとうございます。

渡邊委員、どうぞ。

渡邊委員 「旅館業法の所管のあり方」ですが、生活・公衆衛生にかかわる安全性を目的として厚生労働省が所管するというのは極めて時代遅れだと思います。旅館業法は、観光立国の実現を目的とする国土交通省の観光庁の所管とし、別途、公衆衛生については、厚生労働省の既存の他の法律で十分に対応できるのではないのでしょうか。大所高所からの移管を是非お願いしたいということが1つです。

それから、先ほどの「大規模集客施設の郊外立地抑制について」でございますけれども、商工会議所は安易な大型店の出店に対しては極めて反対です。特に優良な農地が転用されて、大型店になっている場合が多いわけです。地方自治体は税収などのメリットがあるからという形で認可されるかもしれませんが、その半面、中心市街地が疲弊してしまっているという現状を野放しにするというのはいかがなものかというのが、趣旨です。

以上です。

小田審議官 野高委員、どうぞ。

野高委員 先ほどの中小企業の資金調達の問題は大きな問題だと思います。皆さん資金調達には

御苦労なさっていると思います。私どもの町でも自治金融を拡大しまして、自治金融の保証料、あとは金利の半額負担等をしながらか、確かに町が保証するんですから、貸してはいただくんですけども、皆さんの活性化のためにはこの辺の緩和、あるいは家族まで保証が取られますから、だめになったら夜逃げするような形になってしまうので、中小企業の金融に関してはもっと貸し出しができるような、どちらかという、貸し出しといっても銀行が主導権を握っているんです。あなたのところはこういうものをそろえてきても難しいとか、その辺のところの緩和は国がきちとした方が、もっと地域の活性化はあると思います。

小田審議官 ほかにご意見ございますか。星野委員、どうぞ。

星野委員 読みながら考えているんですが、先ほどの酒類の卸売製造は別に農家に限った話ではなくて、地域で自由にすればいいと思います。

それから、酒類の小売については、リゾート、ホテルでは酒類免許をまた取らなければいけないというのがあって、それは一般の酒類が売れなければ観光地免許というものがあるんですけども、観光地免許の場合だとその地域でとれたものの製造しているお酒しか販売できないみたいなものがあるんですけども、例えば県境に私たちは幾つか施設があるんですが、山梨県と長野県にまたがっていると、両方売りたいんですけども、地域としてお客様と認識していますから。でも、こちらだけのものしかだめですというのがあるので、そういった製造、小売、卸に関してもう少し地域で自由にできるようにすることがいいのではないかと考えています。

着地型観光で私が疑問に思っていたものがどこに入っているのかわからなかったんですけども、これは現地での交通、アクセスのお客様の送迎の自由というものを何とか確保していきたい。安全も大事なんですけれども、安全を確保しているタクシー業者さんなどがいらっしゃるわけですから、そこの自由な契約をしたいんです。

先日も石川県の運輸局から改善命令が出されて、結局我々とタクシー会社で提携している料金はだめである、もっと高くしなさいという命令が出て高くしたんです。ところが、全く同じようなことを島根県でやっているんですけども、それはOKなんです。それはまだ検査が入っていないからなのかわからないんですが、タクシーというのは駅などでも結構並んで、冬になるとエンジンをつけたまま運転手の方も寝ていますし、ガソリンも消費してしまっているんです。ですから、我々と一緒にタクシー会社が、ボリュームをこれだけ提供するから安くしてくれとか、それはお客様の利便性だし需要もプラスになるわけで、そういう自由な交渉とアレンジができるようにしてほしいと思っています。我々は自分たちで送迎したいのではなくて、できればしっかりしたドライバーさんにやってもらうのがいいんですけども、今は高過ぎるということなので、タクシー会社との自由な契約、自由な料金設定ができるようにこれも直していかなければいけないと思っています。

小田審議官 斉之平委員、どうぞ。

斉之平委員 28番ですけども、工場の場合、全敷地面積の20%が緑地にしなければいけないという規制があります。事業が発展して行って、だんだん増築しようといった場合、一番いいのは敷地内の緑地をつぶして、そこに工場をつくれば、運搬する無駄がなくなります。ところが、20%の緑地規制があるために、例えば1km ぐらい先の土地を買って、そこにまた工場をつくる。そう

すると、1 km 先の工場と現在の工場との間にトラックを毎日何回も走らせないといけない。それは非常に無駄になるわけです。排気ガスで環境の悪化にもつながります。ですから、例えば 20% の緑地部分を工場にして、1 km 先に土地があるんだったら、そこを緑地にするという形にすれば、環境問題も解決できるし、トラックで無駄なガソリンを使うこともなくなります。近隣に土地を購入して、それを緑地にすることによって、会社の効率も上がりますし、環境問題も解決できることになると思います。

小田審議官 ありがとうございます。

この後、3 番目のカテゴリーに移らせていただきたいと思います。一応念のため確認ですが、2 番のカテゴリーでは、酒類の卸販売、製造免許のところ、農家という御意見ともちろん農家に限らず地域でという御意見があったというのが 1 つございます。

それから、大型店の郊外出店については、御意見が分かれているところがございます。

中小企業の信用保証のところは、特に斉之平委員がお出しになったことがどうということではなくて、これ以外にも根本的な問題があるのではないかと御指摘だったと思います。

そんな御意見がここではあったということを確認させていただいて、最後の 3 つ目の訪日外国人の誘致のジャンルのところで、あと 10 分程度で御意見をいただければと思います。

野高委員、どうぞ。

野高委員 私はカジノの運営というのは大賛成なんです。ですから、これは是非とも解禁して、カジノをつくるようにしていただきたい。そうしたら、私どもも成田の対岸ですから、今の活性化の中ではそういったカジノの収入が大きいんです。国際空港でカジノがないのは、日本だけです。先進国はほとんどありますから、是非ともこれは実現していただきたい。

私は時間がないので、これを言わせてもらって失礼します。よろしくをお願いします。

小田審議官 ありがとうございます。

渡邊委員、何か御意見ございますか。

渡邊委員 「民間事業者によるカジノ運営の解禁」については、様々な制約があると思いますが、実現したい。構造改革特区という形や、日本人を対象に含めるか、または外国人だけを対象にして、訪日外国人観光客の誘致にするか、いずれにしても導入を検討すべきではないかと思っています。

それから、「国際線の入国時の税関検査の簡素化」は私が提案しました。入国審査後に、税関検査でパスポートを再提示し、バッグを台に乗せるという手間が掛かるやり方をしているのは、日本だけであり、初めて日本に来た外国人は、奇異に感じるということです。これは十分に運用で改善が可能ではないかと思っています。

以上です。

小田審議官 星野委員、どうぞ。

星野委員 ここも同じで規制は緩和し、できるだけ自由な参入を促進した方がいいと思っているんですけども、カジノも解禁といたしますか緩和する方向は賛成です。ただ、うまくいくかどうかというのは非常に難しい事業だと専門家としては認識しています。

一番下の観光創造士というのは一体何なんだろうと思うんですけども、以前、環境省さんがや

っていたエコツーリズム推進協議会でも、エコツーリズムというのは質とか内容の善し悪しはお客様が判断すればいい。そこで淘汰されるものは淘汰されていけばいいと思っているんですけども、エコツーリズム何とか土みたいな制度をつくって、そういう資格を持った人でないとやってはいけないみたいなことがあったり、通訳案内士というものができて、山のガイドも案内士を取っていないとできないみたいなことがあったというのは、むしろ自由を阻害していく方向だと思います。観光創造士というのがどういう資格で、それを持っていないとできないことが出てくると、それを持っていなくてもやらせてほしいという緩和の話が出てくるので、これは規制強化の方向ではないか。そうであれば、やめた方がいいのではないかと考えています。

小田審議官 御提案は石森委員からの御提案で、今日は御欠席です。

ほかの案件等で御意見ございますか。大上委員、どうぞ。

大上委員 34番は私も賛成です。そういうことが確かにあるということに改めて気づかされました。

35番のカジノについては、いろいろな議論がある非常に大きなテーマだと思いますので、課題提起としては非常によろしいのではないかと考えています。

36番については、星野委員と同様に何でこういう資格をつくらなければいけないのかという理由が全くわからないという感じがあります。

以上です。

小田審議官 事務方に聞きたいんですけども、石森委員の御提案の個票というのはあるんですか。

事務局 個票は一番最後のページに付けさせていただいております。

小田審議官 資料ナンバーは3 - 2ですか。

事務局 資料3 - 2でございます。

一言で申し上げまして、地域の資源と言われているものをきちっと伝えられる人材を育成していくような資格と理解してございますが、新たな資格制度ということで、石森委員も今この分野に関しましては、非常に御研究なさっておられるということもお聞きしております。そういう状況の中、今回いただいた委員の方の御意見も踏まえて、少し検討していきたいと思っております。

小田審議官 本間委員、どうぞ。

本間委員 皆さんの御意見に賛成なんですけれども、最後の何とか土というのはどうして必要なのかという疑問を私持っています。

ただし、事項名として、観光振興に関する人材育成のための制度というか、人材育成そのものは非常に重要だと思っています。日本の観光がだめな1つの大きな要因は、ソフトが不足している。ハードはそこそこいいんです。建物はつくるんだけど、中身が悪い。ここで恨みつらみを言っても始まらないんですけども、従業員主体のサービスが横行しているというのが結構あるわけです。いかにソフトが観光立国として重要な条件かということを感じていますので、ここは中身の問題は別として、人材育成のためあるいはソフトの充実のために観光立国として何ができるかということをして是非こちらの方の検討会で議論していただければと思います。これは要望です。

小田審議官 それでは、時間も迫ってまいりましたが、黒岩委員、何かございますか。

黒岩委員 私は分科会のメンバーで、WGはライフイノベーションの方に入っていますので、今日は皆さんの御意見を聞かせていただきました。

感じたことを述べさせていただきたいと思いますが、もともと規制・制度改革に関する分科会の大方針として、ランドデザインをまず先に示してもらわないと、何の規制をどうするかという話ではできないということを最初から言っていたんです。

例えば農業のことについていうと、今、喫緊の課題であるTPPに参加するかどうか。これによってダイナミックに変わってくるわけでありまして、まず参加するという前提の下でここは議論すべきだと思っていました。

それから、林業のことについては、私は林業は詳しくないですけども、一番大事なことはやはり森を守るといことだと思えました。林業という業というのは、これから規制で守れるのかどうかということなんです。それよりも森を守るといことを第一に考えるという発想が大事だと思って聞いていました。

最後の地域活性化のところでありますけれども、今回、農業、林業、地域活性という分け方の整理になっていましたが、これはそれぞれかぶる部分がたくさんあるのではないかと感じてまして、そういうことがこういう分け方の中では抜け落ちているような気がしました。

ただ、それは規制・制度改革という文脈の中でどうかと問われると、私自身もよく整理がついていないんですけども、例えば全然別のところで議論した話なんですけど、農林水産省に、今、食の将来ビジョンに関する検討本部というものがあまして、これは農林水産大臣がトップになって、あとは各省の政務官がメンバーになっています。農林水産省が食糧という表現ではなくて、食というものを入り口にしていることは画期的なところだと思っています。その中で1つ出てくること、非常に具体的な話で恐縮なんですけど、医食同源という話の中で、更に突き進んで医食農同源という言葉があります。それを進めようとしていますけれども、それはどういうことかということ、漢方薬というのはかなり使われるようになってきているんですけど、漢方の生薬資源というのは中国が独占的に押さえようとしている状況の中で、国内生産を進めるべきだという話がありまして、これは休耕田等々を使いながら生薬をつくっていく方に変えていこう。そういうことをやっていく。それとともに医食農同源という発想で、地域をそういう形で活性化していこうという案も出ていますけれども、そういうものもにらんだ形が必要だという気がしました。

それとともに、例えば外国人観光客が日本に余り来ないという現状の大きな1つとして、やはり日本の町の景観が汚いということがあると思えます。景観を取り戻すということがとても大事なランドデザインだと思うんですけども、自由というのはとても大事なことだと思うんですけど、景観を維持するということになると、やはりある程度の規制ということになってくる。

ある温泉街などでも突然安売りのけばけばしい旅館が1軒どんとでき上がることによって、その町の景観が全部めちゃくちゃになってしまう。そういうことを放置していいのかという問題もあると思いますので、景観ということからすると、河川のことだけに触れられていましたけれども、それが触れられていない、項目を立ててないということについてはちょっと違和感を覚えました。

いきなり入ってきて感想めいたものだけで申し訳ないんですが、思ったところでした。

小田審議官 黒岩委員、どうもありがとうございました。

後先を間違えてしまいまして、申し訳ございませんでした。地域活性化の方で先の御意見が出まして、最後、渡邊委員におまとめいただければと思うんですが、大型店のところで御意見が分かれていたという部分と、石森委員の御提案の観光創造士の部分はいわゆる資格を人材育成としてとらえるのか、業限定なのかということもあろうかと思っておりますので、今日いただいた御意見を石森委員にもお伝えしたいと思っておりますが、渡邊委員の方で取扱いをよろしく願います。

渡邊委員 地域活性化分野の内容は極めて多岐にわたりますが、地域ごとに持っている多様な意見を活用し、内外の交流人口を増やし、地域の自律的な発展を図っていききたいという思いは各委員とも同じです。その上で、若干修正、整理させていただき、各省にぶつけていくという形でお願いしたいと思います。

私からは以上です。

小田審議官 若干の意見の整理は、渡邊委員、吉田主査あるいは園田政務官と整理をさせていただいて、各省に意見照会させていただいてよろしいですか。

(「異議なし」と声あり)

小田審議官 それでは、1点だけ私からお伺いしたいんですが、実は第1クールのときに農業WGではJAグループからヒアリングをしていただきました。これは非常にタイトな日程の中で、ほかのWGはできなかつたんですけれども、農業WGでは是非やるべきという強い御意見があつてやっていたんですが、第2クールは第1クールに比べれば時間的に余裕がございますので、もし農業、林業、地域の全体の中で、こういうところからヒアリングをしてはどうかという御意見、御希望がございましたら、考えさせていただきたいんですが、いかがでしょうか。

特に今日の段階ではそういう御希望がないということであれば、とりあえず今はないという形で今後のスケジュールを考えさせていただきたいと思っております。今後もしそういうものが必要であれば、またお申し付けいただければと思っております。

最後に吉田主査から一言いただけますでしょうか。

吉田主査 長い間ありがとうございました。

各テーマ、WG全体の方向性は大体出たと思っております。やはり先ほどのお話にもありましたけれども、今TPPの問題がありますし、とにかく強い地方の基盤産業である農業、観光といったものをいかに育てていくかという視点から議論を是非活発に進めたいと思っております。

検討項目に関しては、先ほど小田審議官が言われていましたように、園田政務官と各とりまとめ委員と相談して、最終を投げたいと思っております。

それから、ヒアリングは今も言いましたように、まだ大丈夫ですので、希望があれば事務局へ連絡していただければと思っております。

あと、ヒアリングに対しては、検討項目を含めて主査と相談したり、必要だと思えばヒアリングの機会をつくりたいと思っております。

以上です。

小田審議官 ありがとうございます。

それでは、各省に意見照会するものについては、主査等と御相談して決めて意見照会をさせていただきます。その回答が戻ってきたら、それも踏まえてまた個別検討会、WGへと審議を続けていただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

日程等については、またおって事務局から御連絡をさせていただきます。

それでは、今日はどうもありがとうございました。